

# 第 4 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 16 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第4回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年4月16日(木) 午後2時から午後3時6分まで

2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	14番	加賀屋慎一
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		

5 欠席農業委員  
なし

6 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	会期決定
第3	会務報告
第4	議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
第5	議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
第6	議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
第7	議案第12号 非農地証明申請に関する件
第8	議案第13号 令和8年度最適化活動の目標の設定等に関する件

7 事務局職員

事務局長	奈良年洋	参事	工藤純子
副参事	稲葉隆	主席主査	山本郷史
主席主査	勝田茂満	主席主査	佐々木聡
主席主査	木内光一	主席主査	佐藤耕明
主席主査	鈴木百愛	主査	工藤奈津子
主任	佐藤知拡	主任	齋藤友毅

8 書記

主席主査 鈴木百愛

9 議事録署名委員

14番 加賀屋 慎一 15番 鎌田 悦雄

10 議 事

<p>事務局 (工藤参事)</p>	<p>ただいまから、令和8年第4回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>佐々木吉秋会長</p>	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
<p>議長</p>	<p>それでは、第4回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしの声がございますので、14番加賀屋慎一、15番鎌田悦雄委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。 はじめに、会務報告1の「事務局人事異動」について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局 (工藤参事)</p>	<p><b>【会務報告1の報告】</b></p>
<p>議長</p>	<p>次に、会務報告2の「農地利用最適化区域部会」につきまして、日程の関係により次回報告となる第2区域部会を除いた第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。</p>
<p>4番白岩勝委員</p>	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
<p>15番鎌田悦雄委員</p>	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
<p>13番佐々木和昭委員</p>	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
<p>3番鈴木昇委員</p>	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>
<p>議長</p>	<p>次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第120回常設審議委員会」および会務報告4の「一般社団法人秋田県農業会議第47回理事会」について、私から報告します。  <b>【会務報告3・4の報告】</b></p>
	<p>次に、会務報告5の「令和8年度秋田県農業委員会女性協議会第1回役員会」について、19番佐藤きよ子委員より報告をお願いします。</p>

19番佐藤きよ子委員

【会務報告5の報告】

議長

次に、会務報告6の「全国農業新聞秋田市普及委員会監査会・役員会」について、事務局から報告をお願いします。

事務局

【会務報告6の報告】

(木内主席主査)

議長

次に、会務報告7の「令和8年度第1回運営委員会」について、事務局から報告をお願いします。

事務局

【会務報告7の報告】

(佐藤主任)

議長

次に、会務報告8の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告14の「農地転用事業計画変更承認申請について(工事期間の変更)」までの7件について、事務局より報告をお願いします。

事務局

【会務報告8から14までの報告】

(稲葉副参事)

議長

以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。

一同

なし。

議長

ご質問等がないようですので、議案に移ります。  
はじめに日程第4、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、7件を上程します。  
事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書1ページから7ページの7件について説明いたします。

(齋藤主任)

番号1。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。

番号2。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。

[REDACTED]。

番号3。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。

番号4。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。

番号5。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。

上新城[REDACTED]の農地について、申請時には設定されていた根抵当権ですが、本日登記を確認したところ、根抵当権が抹消されておりました。

番号6。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。

番号7。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。

すべての案件について、土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、農作業に必要な機械一式を所有または一部機械作業を委託しており、農業技術も問題ないと考えられます。農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について

事務局 (齋藤主任)	<p>は7件ともに、違反はない旨の申告があります。</p> <p>農作業常時従事について、番号1は260日、番号3、番号7は210日、番号4は200日、番号5、番号6は150日、農作業に従事していることから、それぞれ常時従事者として認められます。また、番号2は法人であるため、確認不要であります。農地所有適格法人として、役員要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件について、7件とも受け手への権利移転および設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、番号1から番号7すべて許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>はじめに番号1について、現地を調査した伊藤貞美推進委員から報告を受けた17番藤田修委員から報告をお願いします。</p>
17番藤田修委員	<p>17番藤田です。伊藤推進委員から連絡がありました。</p> <p>受け手の方は、若手農業者ですが農業に精通しており地元でも頑張っている方です。特段、問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>次に番号2について、現地を調査した榎繁和推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。4月6日に榎推進委員から連絡をもらいました。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>次に番号3について、現地を調査した高橋義隆推進委員から報告を受けた15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。</p>
15番鎌田悦雄委員	<p>15番鎌田です。高橋推進委員と現地を確認しました。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>次に番号4および5について、現地を調査した中嶋庄悦進委員から報告を受けた4番白岩勝委員から報告をお願いします。</p>
4番白岩勝委員	<p>4番白岩です。中嶋推進委員より連絡をもらいました。4番は夫婦間での贈与です。5番は、受け手の方は高齢ですが後継者もおり、この農地の取得により作業の効率が図られるもので、何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>次に番号6について、現地を調査した三浦光一推進委員から報告を受けた13番佐々木和昭委員から報告をお願いします。</p>
13番佐々木和昭委員	<p>13番佐々木です。三浦推進委員より連絡がありました。特に問題ないとのことでした。私も現地を確認しており、問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>

議	長	次に番号7について、現地を調査した鈴木英弘推進委員から報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員		18番佐々木です。鈴木推進委員から連絡を受けました。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はをお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決します。 [ ]委員の退席をお願いします。  【 [ ]委員退席】  農地法第3条の規定による許可申請に関する件の番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、農地法第3条の規定による許可申請に関する件の番号1について、原案のとおり決定することにいたします。 [ ]の着席をお願いします。  【 [ ]委員着席】  次に議事参与案件であった番号1を除いた番号2から番号7までの案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、農地法第3条の規定による許可申請に関する件の番号2から番号7までを原案のとおり決定することにいたします。 以上により、日程第4、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、7件を全て原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第5、議案第10号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		それでは、議案書の8ページをご覧ください。 番号1。申請人は[ ]。転用事業概要は、乾燥施設、駐車場外への自己転用。申請者の住所、土地の所在、地目、面積は議案書に記載のとおり

事務局 (勝田主席主査)	<p>りです。</p> <p>それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、申請者は自宅近くの小屋に乾燥施設を設置していますが、毎年、乾燥施設の利用時期になると周辺住民から騒音や埃等の苦情を受けてきたことから、乾燥施設を別の場所に移転することにしました。用地について、住宅地から距離があり車輛の出入が容易な場所を条件に探し、申請者の希望を満たす申請地を転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外。農地区分は、第2種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金および借入金、過去の転用実績はなし。</p> <p>工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年10月31日まで。土地改良区等からの意見書は、管轄外のためなしです。</p> <p>被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画について、汚水・生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。</p> <p>現地は令和8年3月30日に確認しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告となります。</p> <p>番号1について、現地を調査した藤嶋卓也推進委員から報告を受けた私から報告します。</p> <p>この方は大変真面目な方で、一生懸命農業に取り組んでいる方です。近隣の住民より騒音などの苦情を受け今回、申請するもので場所も問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。</p> <p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いします。</p>
11番三浦宏和委員	はい。
議長	11番三浦委員どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。直接、今回の案件とは関係ありませんが、この方の場合、近くに北部カントリーエレベーターがあると思います。カントリーエレベーターの利用は検討されたのでしょうか。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (勝田主席主査)	相談の際、カントリーエレベーターの利用についても確認しましたが、販売契約等の諸事情により利用の予定はないとのことでした。
11番三浦宏和委員	分かりました。
議長	ほかにご質問、ご意見がある方はお願いします。
18番佐々木英久委員	はい。
議長	18番、佐々木英久委員どうぞ。

18番佐々木英久委員	18番佐々木です。この方の耕作面積は、どれくらいですか。
議 長	事務局どうぞ。
事 務 局 (勝田主席主査)	自作地は9反歩です。また、申請者が構成員である法人に3町2反歩ほどの面積を貸付しています。
18番佐々木英久委員	分かりました。
議 長	ほかにご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第10号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第6、議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (勝田主席主査)	それでは、議案書の9ページをご覧ください。 番号1。譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]。 施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 農地転用許可申請説明資料は3ページおよび4ページをご覧ください。 申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、譲受人は家族でアパートに住んでいますが、手狭になったことから住宅を建築する事としました。住宅用地について、妻の実家との行き来が容易な場所を条件に探し、最も条件を満たす申請地を選定し転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農地区分は第3種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は借入金、申請適格等は適合、過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年12月31日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条第1項許可見込み。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のためなしです。 被害防除において、隣接に対する措置は緩衝地を設け、建物の高さを加減する。排水計画において汚水、生活雑排水は公共下水道。雨水は水路放流です。 現地は令和8年3月30日に確認しております。

事務局 (勝田主席主査)	<p>次に番号2。譲受人は[REDACTED]。譲渡人は[REDACTED]。施設の概要は通路への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>説明資料は5ページおよび6ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、譲受人は申請地の隣に建物を2棟所有し、そのうち公衆用道路から奥側にある建物への出入りは今まで手前の建物敷地内を通り抜けていました。ところが、セキュリティ強化のため敷地内の通り抜けが出来なくなったことから、奥側の建物へ出入りするための通路を整備することとなり、その敷地として申請地を転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農地区分は第2種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。申請適格等は適合。過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年12月28日まで。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のためなしです。</p> <p>被害防除において、隣接に対する措置は防護柵を設ける。排水計画において、汚水および生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。</p> <p>現地は令和8年4月6日に確認しております。</p> <p>なお、番号2について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>始めに番号1について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。熊谷推進委員と一緒に現地を確認しております。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>次に、番号2について、現地を調査した伊藤由和推進委員から報告を受けた8番武藤真作委員から報告をお願いします。</p>
8番武藤真作委員	<p>8番武藤です。伊藤推進委員と一緒に現地を確認しております。特段問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見ある方はをお願いします。</p>
4番白岩勝委員	<p>はい。</p>
議長	<p>4番白岩委員どうぞ。</p>
4番白岩勝委員	<p>4番白岩です。番号1の申請地の位置図について質問です。現況の写真は道路に接していますが、位置図では申請地が道路に接していないように見受けられます。これは、どちらが正しいのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局どうぞ。</p>

事務局 (勝田主席主査)	はい。写真が正しく、申請地は道路に接しております。
4番白岩勝委員	分かりました。
議長	ほかにご質問、ご意見がある方はお願いします。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、番号2については、県農業会議への諮問が必要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可および許可相当とすることにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可および許可相当とすることに決定いたします。 次に、日程第7、議案第12号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席)	それでは、議案について説明します。議案書の10ページをご覧ください。 番号1。申請人は[REDACTED]。 土地の所在は上北手[REDACTED]および[REDACTED]。面積は合計370平方メートル。登記地目および現況地目はともに畑。事由について「平成18年頃から耕作されておらず原野化している。」です。 それでは、非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。また、現地は令和8年4月3日に確認しております。 申請地の状況から、「『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により農地に該当しないと考えられます。 説明は以上です。
議長	それでは、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を確認した15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。
15番鎌田悦雄委員	15番鎌田です。4月3日に私と相場委員、高橋推進委員の3人で現地を確認しました。現地は農地として利用不可能な場所であることを確認しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方はお願いします。

一 議	同 長	なし。  ご質問等がないようですので、採決に入ります。 非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議 ございませんか。
一 議	同 長	異議なし。  異議なしの声がありましたので、日程第7、議案第12号、非農地証明申 請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。 次に、日程第8、議案第13号、令和8年度最適化活動の目標の設定等 に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	<p>日程第8、議案第13号の「令和8年度最適化活動の目標の設定等に関す る件」についてご説明いたします。</p> <p>まずこの目標設定についてですが、総会にて決定した目標を秋田県農業 会議へ提出し、農業会議による確認を経た上でホームページでの公表およ び県などへの報告を行う必要があります。</p> <p>本年度については、明日まで秋田県農業会議へ提出するよう通知があっ たことから、本総会で上程し、ご審議いただくものです。 では、議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>はじめにⅠの農業委員会の状況です。Ⅰの農業委員会の現在の体制およ びⅡの農家・農地の概要にある各指標におきましては、記載のとおりとな ります。なお、各数値については、国へ報告している各種調査または国が 公表している統計等に基づいて記入をしております。</p> <p>続いて、13ページをご覧ください。Ⅱの最適化活動の目標です。Ⅱの最 適化活動の成果目標の(1)農地の集積についてですが、①の現状および 課題については、記載のとおりとなります。②の目標についてですが、最 適化の指針に掲げた集積目標が令和10年までに80パーセントです。従いま して、今後3年間で総計7,080ヘクタールの集積を達成するために、すで に集積が図られている分を除き、3年で割り返すと、年間で551ヘクタール の新規集積が目標となります。</p> <p>次に(2)の遊休農地の解消についてですが、①の現状および課題につ いては、記載のとおりとなります。②の目標についてですが、アの既存遊 休農地の解消のaの緑区分の遊休農地の解消については、令和3年度の緑 区分の遊休農地面積の5分の1を目標とすることとなっておりますので、 5.8ヘクタールが目標となります。bの黄色区分については、工程表の作成 等を行っていないことから、具体的な目標等はありませんが、必要に応じ て非農地判断等の適切な処置を行うこととしたいと思います。</p> <p>また、イの新規発生遊休農地の解消については、令和7年度に新規発生 した緑区分の遊休農地面積の全解消を目標としています。</p> <p>続いて14ページをご覧ください。(3)の新規参入の促進についてです が、①の現状および課題については、記載のとおりとなります。②の目標 についてですが、過去3年の平均値の10分の1以上を目標にすることとさ れておりますので、36.3ヘクタールを目標値としたいと思います。</p> <p>そして、Ⅲの最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動 を行う日数目標ですが、こちらについては国から示されたとおり1月あたり</p>	

事務局 (佐藤主任)	10日を目標としたいと考えております。 また、(2)活動の強化月間の目標設定については、例年どおりとしたいと考えています。 具体的な取り組み時期や内容等の詳細については、記載のとおりです。 最後に、(3)の新規参入相談会への参加目標については、昨年度と同様に園芸振興センターにおける交流会を充てたいと考えています。 説明は以上です。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いします
3番鈴木昇委員	はい。
議長	3番、鈴木昇委員どうぞ。
3番鈴木昇委員	3番鈴木です。別紙様式1の2農家・農地等の概要にある耕地面積は、現状と合致しているかどうか質問です。自分の感覚では実際はもっとあるように思えますが、秋田市農業再生協議会が示している水田台帳面積と合致しているものなのか、農業者数とあわせて教えていただきたい。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (佐藤主任)	始めに農家戸数についてです。2025年の農林業センサスの詳細が未発表のため2020年の農林業センサスの結果になります。 次に、秋田市農業再生協議会の水田台帳面積と記載している耕地面積に差異があるのではないかとというご質問ですが、秋田市農業再生協議会が管理する水田台帳にある面積は田のみとなっているため差異があります。
議長	鈴木委員、いかがですか。
3番鈴木昇委員	いずれも同じ秋田市の農地なので、面積は合致するものかと思い確認しました。
議長	ほかにご質問、ご意見がある方はお願いします。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 令和8年度最適化活動の目標の設定等に関する件を原案のとおり裁決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第8、議案第13号、令和8年度最適化活動の目標の設定等に関する件を原案のとおり裁決することに決定いたします。 これもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(午後 3 時 6 分終了)